

千葉県弁護士会の5月定期総会で総会宣言を出しました。当弁護士会としては、裁判員裁判制度に万全の準備をもって臨みますが、この制度には不十分な点が多く、その改善を求めることで、より充実した国民による司法参加の実現をめざしてゆきたいと考え、この総会宣言となりました。

宣 言

— 裁判員裁判開始に当たり緊急の見直しを求める —

1 昨5月21日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という）が施行された。当会は、本年1月22日に開催した臨時総会において、「裁判員制度の抜本的な見直しを求めるとともに、その見直しがなされるまで実施の延期を求める」旨の決議をなした。しかし、その決議にもかかわらず、又、様々な立場からの制度や運用に対する改善要求や多くの国民の不安の声にもかかわらず、何らの見直しがなされないままに裁判員法は実施されたのであり、このことに対し、当会は、強く遺憾の意を表明する。

裁判員法は、法施行後3年を経過した時点において、施行状況を検討し、所要の措置を講ずべきことを政府に命じているが、当会は、憲法によって被告人の権利を擁護すべき職責を与えられた専門家集団として、直ちに以下の諸点の改善を実現するため、国会を始めとする関係各機関にその検討を呼びかける。

2 裁判員法及びそのために改正された刑事訴訟法は、司法への市民参加の意義を強調しながら、裁判員が裁判手続の全てに参加することを認めておらず、かつ、評議について厳しい守秘義務を課すなど、不当な制限を加えている。また冤罪・誤判の防止に役立つか否かについては大きな疑問が残るところである。

裁判員法及び改正刑事訴訟法が重要視しているのは、迅速な裁判と裁判員の負担を軽減することといっても過言ではない。そのために、裁判員裁判では公判前整理手続が必ずなされ、裁判員不在の中で争点と証拠が絞られ、そこで公判審理計画が策定され、公判を連日的に開廷して、迅速に判決を下すことが予定されている。しかし、このことは、被告人と弁護人に対し、大変な負担を強いるものであり、被告人の防御権、弁護人の弁護権を保障する上からは、承服しがたいものである。

裁判は生き物である。公判前整理手続の段階で、公判の終結までの全体を見通して、防御方針・弁護方針を立てることは、事件によっては事実上不可能である。証拠開示の範囲は拡大されたものの、一定の制約は残っており、被告人に有利な証拠が明らかとならない危険が制度的に存在することに十分

留意し、検察官手持ち証拠の全面開示制度を獲得すべきである。又、公判での手続きの進行により、あるいは時間そのものの経過によって、反証の材料が見つかることがあるが、そのような場合でも証拠制限により反証を提出できないこともあり得る。証拠制限規定についても、「やむを得ない事由」の解釈につき妥当な運用を求めていく必要がある。

公判前整理手続の段階においてもさることながら連日的に開廷される公判段階に至ってはなおさらのこと、被告人と弁護人の打ち合わせは、今まで以上に集中的に行う必要がある、そのためには、被告人の身柄が解放されるなど、接見の自由が確保されなければならない。ところが、裁判員法が対象とする事件は、刑事訴訟法第89条が定める権利保釈からは除外されており、現在までの保釈の運用や時間的制約の多い現状の接見体制を前提とするならば、被告人及び弁護人の負担は、看過できないほどに過重なものとなってしまふ。

代用監獄が自白強要の温床とされ、強制された自白による冤罪が後を絶たないのも、わが国刑事司法の現実である。違法な取調の歯止めになり、自白の任意性の争いを減少させるため、日弁連は被疑者の取調の全面可視化を求めているが、検察、警察は消極的な態度を崩していない。

裁判員法は、刑罰の制裁を以って裁判員に守秘義務を強制しており、この義務は一生涯継続する。裁判員に選任されることは、生涯に1度あるかないかのことであろう。裁判員法で最も大切なものと言っている評議の内容が一切公開されないとすると、裁判員の貴重な経験が社会的に蓄積されることがなく、裁判員裁判にとっては大きな損失であり、3年後の検証の重要な素材を欠くことになる。裁判員法の制度目的である「国民の司法参加」を貫徹するためにも、全ての国民が評議内容を知る権利を確保することが不可欠なのであるから、守秘義務の対象は、訴訟当事者のプライバシーや裁判員保護という要請から導かれる範囲に限定すべきである。

3 私達は、裁判員裁判が実施された今日、被疑者、被告人の権利保護という弁護士に課せられた職責を全うするため、十全の対応を準備し、遺漏なきを期する所存であるが、上記の諸事情に照らし、下記諸点が早急に改善されなければならないものと判断し、国会を始めとする関係各機関にその検討を呼びかけるものである。

(1) 検察官手持ち証拠を全面的に開示するよう、刑事訴訟法を改正すべき

である。

- (2) 公判前整理手続終了後の弁護人の立証を制限する規定（刑事訴訟法第316条の3第1項）を見直すべきである。
- (3) 保釈制度を大きく改善するため、刑事訴訟法第89条各号の要件を改正し、併せて、資力の乏しい被告人のため、保釈保証金以外の保釈制度の導入を図るべきである。
- (4) 接見体制の充実化の観点から、例えば拘置所での弁護人接見の自由を拡大し、拘置所における休日や平日の早朝・夜間における接見を可能にするべきであり、また、公判前整理手続期日及び公判期日における裁判所施設内での弁護人接見に、時間と施設の両面で便宜を図るべきである。
- (5) 被疑者の取調過程を全面的に可視化するよう、刑事訴訟法を改正するべきである。
- (6) 裁判員が評議での自らの発言及び裁判官の発言を公開できるよう、裁判員法第108条（裁判員等による秘密漏示罪）を改正するべきである。

4 裁判員は（もちろん、裁判官も、であるが）、被告人が「有罪か、無罪か」を決めるのではない。「有罪か、有罪ではないか」を決めるのである。証拠から、有罪であるものと確信できるときにだけ、被告人を有罪とすることができるのであり、それ以外のときは有罪としてはならないのである。そのことを指す言葉として、「疑わしきは被告人に有利に」との法諺があり、「証明責任は検察にある」との原則があり、「合理的な疑いを超えた証明」がないときは証明されていない、とする原則があるのである。

裁判官には「検察が起訴をしたのだから有罪であろう」との予断がある、という声も少なからず聞こえるところである。裁判員には、あるいは、マスコミ報道等による予断が生じるかもしれない。私達は、裁判員の「市民の常識」が、予断や先入観で彩られていないことを切に希望し、裁判員が上記の法諺や刑事訴訟法の原則に忠実に職務を果たされ、裁判官とも対等に議論を尽くされることを心から願い、総会宣言とする。

2009（平成21）年5月22日

千葉県弁護士会 5月定期総会